

第27回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年9月29日（火）午後2時30分～午後3時45分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	4 番 楠田耕三	6 番 宮崎陽一
7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭	10 番 山崎伸吾
11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	13 番 濱本康弘	14 番 浅田修弘
15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	20 番 入江泰子	21 番 中野裕二	22 番 田中智也
23 番 松尾和昭	24 番 山口俊一	27 番 林田浩也	28 番 本多正敬
29 番 岡田裕弥	30 番 原田久也	31 番 本多晋介	32 番 三宅東英
34 番 本多 力	35 番 中山秀樹	37 番 田中昭博	38 番 荒木健一
39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努	41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世
43 番 金井圭司	44 番 本多利任	45 番 兼俵朝樹	46 番 本多信之介
47 番 木下勝徳	48 番 太田保則		

4 欠席委員
(農業委員)

3 番 中川繁憲 5 番 寺田俊秀 18 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

25 番 田中芳邦 26 番 吉岡長久 33 番 飛永敏博 36 番 田中八郎

5 議事録署名委員 17 番 水田 勇 1 番 相良栄一郎

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 田中隆之 太田幸司 菅 三郎

[日 程]

議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第118号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第120号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 定刻になりましたので、ただいまから第27回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、3番中川委員、5番寺田委員、18番金子委員、25番田中委員、33番飛永委員、36番田中委員のほうから欠席の届けがっております。また、47番木下推進委員は若干遅れるということです。農業委員3名、推進委員3名から欠席の届出がっております。

出席農業委員数は16名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行しますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、こんにちは。

本日は、第27回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中に出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、令和8年8月千葉豪雨並びに北陸・東北地方や全国各地での大雨により被災された皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。

よそでは災害、南島原市では待ちに待った恵みの雨で、これからの秋の農繁期を迎え、日没が早まり、農作業の事故発生も懸念されます。夕暮れどきは夜光反射板を身につけるなど、事故防止に細心の注意を払っていただきますよう皆様方も十分に心がけをお願いいたします。

ただいま事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に17番水田委員、1番相良委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

2ページをお願いします。

今月の案件ですが、売買6件、1万2,246平米、贈与3件、9,233平米です。

（議案第117号 番号1～9を朗読）

なお、番号8の受け手、〇〇さんは新規就農者ですので、3ページに営農計画書を添付しております。

以上、農地法第3条の許可基準の第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいと

いうことになっております。

1 番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 次に、2 番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ないと思います」との声)

議 長 次に、3 番、4 番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 次に、5 番の案件は西有家の案件ですが、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 次に、6 番の案件は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 次に、7 番、8 番の案件は口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 最後に、9 番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第 1 1 8 号 農地法第 4 の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号 1 について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第 1 1 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

少し、暗いですが、ページは 4 ページとなります。前の写真でご確認をお願いいたします。説明いたします。

番号 1、福岡市の〇〇さん、有家町〇〇ー〇、畑、進入路、1 3 6 平米。転用の目的、進入路用地。宅地への進入路(コンクリート敷)として利用している。進入路用地が無断転用地と判明したため、農地転用許可申請を行う。農振外。令和 8 年 9 月 7 日付、簡易手続相当となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が 1 0 h a 未満に該当しますので、第 2 種農地と思われます。転用面積である進入路用地の面積は 1 3 6 平米です。申請地の東側は市道、ほかは宅地に隣接しています。これまでも土砂の流失崩壊その他災害を生じたことはなく、今後も被害を生じることはないと思われます。雨水は道路側溝に放流されます。汚水、雑排水は発生いたしません。日照、通風についても、コンクリート敷ですから、これまでも周辺の農地に支障を及ぼしたことはなく、今後もないと思われます。資金については、追認許可申請であり、追加工事はないので、資金の必要はありません。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、事務局からお話があったように、8 年 9 月 2 5 日午後 2 時 3 0 分頃から、〇〇委員、〇〇委員、事務局 3 名で見てまいりました。

場所は、〇〇小学校がありますけれども、そこからちょっと左の方というか西の方に行って、

その上、その道が〇〇神社がありますけれども、そっちのほうにずっと上っていくと現地がありますけれども、小学校から200mぐらいのところの左側にあります。

今、事務局から、昭和50年10月頃、進入路として利用されているということで、また、雨水についても問題なく、汚水も発生しないということで、何ら問題ないと赴いてまいりました。

ご審議よろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないと思われます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

それでは、**議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇-〇、畑、畑、728平米。転用の目的、建設資材置場、車庫用地。申請地を建設資材置場及び車庫用地として利用したく、許可を得たい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久となっております。農振内農用地外。公道からの進入路として〇〇番〇(宅地)を利用する。〇〇所有。こちらは承認済証の提出がっております。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。建設資材置場、車庫用地、728平米です。建設発生土置場を確保し、車庫については、現在設置してある農業用ハウスの骨組みにビニールを張って車庫に利用します。現状のまま整地し利用します。申請地の周囲は既存の石垣が築造されておりますので、被害の発生のおそれはないと思われます。雨水については、自然流下し市道側溝に流れます。また、申請地内で浸透されます。汚水、雑排水は発生いたしません。資材置場として利用しますが、土を盛る高さを制限し、日照、通風に極力支障がないよう留意いたしますとのことです。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月25日午後1時20分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で現地を見てまいりました。

現地は、広域農道の布津と深江の間のカーブになって、その先が直線で基盤整備があるところのその手前、そのカーブのところから20mぐらい入ったところの場所になります。

現地は、資材置場ということで、入り口が手前の倉庫の、持ち主のところ、少し三角、白いところが、コンクリートが打ってあるんですけれども、そこを通らないと入られないような状態だったんですけれども、隣の方とは了承済みということで、入り口に関しては問題ないと思われまし

た。それと、自然流下で、汚水は発生しないということです。それと、今、ビニールハウスでできていますけれども、ビニールハウスを車庫代わりに使うということでしたけれども、端の高さが180もないようなビニールハウスでしたので、出入りするのにちょっと上部を気にしないといけないのかなというような感じで見てまして、持ち主の方にも出入りに関しては非常に注意してくださいということで提案してきました。水はけは自然流下ということで、手前の入り口のほうに傾斜がついていて、こちら側のほうに流れてくるような感じで、その中で出てきた水は手前側溝に入るということでした。ほかには奥に建物がありましたけれども、そちらの方も承諾済みということです、何ら問題はないと見てまいりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ただいま〇〇委員から説明があったとおりで、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、事務局の説明で盛土をされるということでしたけれども、その盛土の数値が曖昧で、どのぐらいされるのかお聞きします。

事務局（〇〇） 盛土というのは、残土を積む量ですね。少々お待ちください。

お待たせいたしました。残土の土ですけれども、100立米の予定となっております。

〇〇番〇〇委員 それは大体何mぐらい、何cmぐらい、2mくらいあるんでしょうか。

事務局（〇〇） メートルにすると10掛ける10の1mですね。10mとしたときに10掛ける10掛ける高さが1mですね。

〇〇番〇〇委員 何cmぐらいの高さになるかが曖昧。現況からですね何cmぐらいの高さでしょうかと。

事務局（〇〇） 現地の地盤の高さのお話ですかね。

〇〇番〇〇委員 そうです。

事務局（〇〇） 地盤は何もしないですよ。そのまま現状のままになっております。

〇〇番〇〇委員 いや。さっきの説明で盛土がちょっとあるということでご説明をされたからお聞きしました。

事務局（〇〇） さっきの説明の資材置場として利用をするのにという表現は、現状の土地はそのままで整地して使うんですけれども、その上に土の残土を盛るという表現を盛土のことを説明いたしました。

〇〇番〇〇委員 資材置場の持ってきた土ということですか。そこらにある土ということでしょうか。

事務局（〇〇） もともとあるところの土地はそのまま整地するので触らないんですけれども、残土で持ってきた土を盛るという土のほうですね。その高さを制限しますということでなっております。

〇〇番〇〇委員 その制限が100立方ぐらい。

事務局（〇〇） そうですね。その盛土については申請段階の計画では100立米となっております。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

さっきの話の続きですけれども、その上限を認める、盛土ですね、その土をよそから持ってきて

て、最近よく問題になるじゃないですか。その土をどこからか持ってきたとか産業廃棄物じゃないですけども、その泥というか、その制限とかなんとかの確認とかはやっぱ最後になるとですか、そのようになった場合。

事務局（〇〇） 確認というのは、その盛土をしていらっしゃるところの確認という意味ですか。

〇〇番〇〇委員 制限をかけておられるので、それ以上になるというか、影になったり流れたりという確認も込み込みでですけども。大丈夫ですかね。

事務局（〇〇） 今100という表現を示したのが利用計画書に載っている数字をご回答したんですけども、その計画を超える量が発生するとか、たくさんの泥が雨等で流出する等が問題が生じた場合は、それは対応しなきゃいけないなと思っております。

〇〇番〇〇委員 確認のほうはどうなのか。そうなったら、近所のクレームが来ん限りは分からんという対応になるんですか。

事務局（〇〇） 確認としましては、まず、こちらが今申請をしていただいているんですけども、まず、現場の資材置場の工事の完了届というのをまず頂きます。その後も、こういう資材置場というのは報告義務がございまして、写真等も添付していただいて確認をするようになっております。

〇〇番〇〇委員 一応、そういう部分の手続があれば結構です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 番号2、西有家町の〇〇さんより西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇ー〇、田、田、77平米。転用の目的、飼料置場用地。申請地を飼料ロール置場として利用したい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間は永久年となっております。農振内農用地。令和8年8月26日付、用途変更手続完了です。

本案件の農地区分は、農用地利用計画指定用途（農業用施設用地）農用地と思われます。飼料置場用地77平米です。現状のまま碎石を整地し、牛の飼料ロール置場として利用するため、被害の発生のおそれはないかと思われます。雨水については、自然流下し川に放流されます。汚水、雑排水は発生いたしません。申請地東側水路対岸に農地がありますが、申請地より1mほど高く、飼料ロールも2段積み、2mのため、高さの制限をし、日照、通風に極力支障がないよう留意いたしますとのことです。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月25日1時45分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で現地を視察してまいりました。

今、事務局から説明があったとおり、場所は、旧〇〇小学校よりちょっと300m上に上がったところになりますけれども、この飼料置場は道路を挟んで反対側が牛舎となっております。横には幅1m50cmか2mぐらいの小川が流れております。今、草が生えているところに碎石をして地固めをして、手前の三角のところから少しコンクリート舗装などをして、フォークリフトなどで進入できるようにしてから飼料のロールを平積みで置くということで見てまいりまして、

最後は2段積みにしたときに2mほどになりますけれども、道路の下になって、置場が1m50cmぐらいの高いところで段差がありますので、道路からは70cm、1m以上上がるようなことはないと見てまいりました。そして、反対、水路側のほうにビニールハウスがありますけれども、日照に関してはビニールハウスよりもあまり上がることはないので、日照に関しても何も問題ないと見てまいりました。最後、飼料養生なので、隣の小川に飼料がこぼれる、崩れるというか内容物が流出するようなことはないと思われます。よって、許可相当じゃないかと思って見てまいりました。

皆様方のご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 7ページをお願いいたします。

番号3、有家町の〇〇さんより有家町の株式会社〇〇へ、有家町〇〇-〇、畑、畑、106、〇〇、畑、畑、1,225、〇〇、畑、畑、71、〇〇-〇、畑、畑、432、〇〇-〇、宅地、田、60.35、〇〇-〇、宅地、田、2.88、〇〇-〇の一部、田、田、1,132のうち1,105.48、合計3,002.71平米。転用の目的、工場用地。〇〇工場新築のため。権利の内容、賃貸借、時期、許可あり次第、期間、30年。農振外。〇〇-〇(雑種地)、〇〇-〇(宅地)、〇〇-〇(宅地)、〇〇-〇〇(宅地)の4筆合計104.11平米は申請地と一体利用する。〇〇-〇の一部(1,132平米のうち26.52平米)は農地法施行規則第29条の規定による届出書を提出。申請者、〇〇。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。〇〇用地3,002.71平米です。建築物、鉄骨平家建て、建築面積1,845.48平米です。申請地の造成内容ですが、盛土を最高0.5m行いますが、敷地内に擁壁や排水路を設け、土砂が流出することを防ぐよう措置を行います。雨水は、新設されるU字溝と溜樹を經由し道路側溝へ放流予定です。汚水、雑排水は、合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流予定です。なお、放流先については、県道、島原振興局建設部管理課、また、市道につきましては市役所建設部管理課と協議済みです。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和8年9月25日午後3時20分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名と、3,000平米以上ですので、太田会長、事務局長と有家の〇〇委員、全部で9名で見てまいりました。

場所は、〇〇小学校がありますけれども、〇〇小学校から二、三百m上って、4条申請されていますけれども、〇〇さんの門柱がありますけれども、その上で、左に〇〇保育園があります。

その場所になります。

今、事務局からあったように、雨水については、溜枳を多数、1つじゃなくていくつか溜枳の下になりますので、そこから道路側溝に、また、汚水については合併浄化槽か道路側溝にということで、日照についても、農地はありませんけれども住宅地ですのでそこにも考慮して建設をするようにされているというふうなことです。何ら問題ないかと見てまいりました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、雨水対策もちゃんとされていたので、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。この案件は、県下農業委員会申し合わせ事項による、転用面積（3,000㎡以上）に該当するため、常設審議委員会へ諮問いたします。

次に、**議案第120号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請**についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第120号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、説明させていただきます。

議案書、資料の8ページから10ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規は、賃貸借権9件、4万3,641平米、使用貸借権10件、1万9,593平米、再設定は、賃貸借権のみ1件、981平米で、合計20件、6万4,215平米です。なお、個別の案件については、朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき、目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること、及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの質問に対してご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

11ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

12ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

農地転用許可不要案件届出について、農地法施行規則第29条の規定による届出がでております。

番号1について事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 13ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さんです。有家町〇〇ー〇の一部、田、田の一部宅地、1, 132、26.52平米です。転用の目的、農業用倉庫（1棟）。平成18年5月に農業用倉庫を設置、現在も利用している。農振外です。

申請地は、転用面積が26.52平米で、農地法施行規則第29条の届出の基準、自作地かつ200平米以下の農業用施設への転用であるため、届出がなされています。

農業用施設、農業用倉庫（プレハブ）26.52平米、平成18年建てが建設されております。農地法の転用許可を得ないまま転用されているため今回届出を行うもので、本届出の提出するに当たり、始末書の提出もあっております。申請地は、申請人の敷地の一部です。雨水は、申請地内に自然浸透します。日照、通風に影響ありません。汚水、雑排水は発生いたしません。追加の工事はないので、資金の必要はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和8年9月25日午後3時頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。

今、事務局からあったように、場所は、先ほどの議案第119号の〇〇さんの土地でありますけれども、そこにプレハブを置かれているということで、平成18年5月に置かれたということで20年近くになりますけれども、そういった中でプレハブの中に何が入っているのかということで、お聞きしましたけれども、管理機とか、くわ、鎌、そのほかに収穫したものの置き場がないということで、その保管場所に使用していますということでした。20年やっていますが、特に今まで問題ないということですので、問題がないと見てまいりました。

ご審議をお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、14ページ、**非農地証明書交付願**が出ております。

1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 14ページをお願いします。

番号1、口之津町の〇〇さん、口之津町〇〇番〇、田、原野、588平米。転用の目的、原野。平成20年頃より休耕していたため、低雑木多数が茂り、平成25年頃から原野化している。農

振外です。

周囲の農地、地目、畑も山林化しております。なお、非農地になることについて、隣接の農地の所有者の方々に了承を得ていることを申し添えます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月25日午前10時頃から、南有馬の〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。

場所は、口之津庁舎より国道を〇〇方面へ300mぐらい走りますと、〇〇がありますが、その先を左に曲がりますと〇〇の方に行きますが、入ってすぐのところ、〇〇のほうに入ってすぐのところにあります。

〇〇さん本人さんは、ちょっと体調不良のために来ていらっしゃいませんけれども、代理の方の立会いによって見てまいりました。さっきも事務局のほうから言われたとおり、上も下も原野になっておりまして、南側のほうはちょっと農地がありますが、そこは同意しているということでしたので問題がない。大体そこのところをふけ田ということで、25年ぐらい前から以前も作ってなくて、本人さんのほうも農業をやめていらっしゃるの、もうしょうがないのかなというふうに見てまいりました。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、特に問題ないと思われま。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

いつものお話ですけれども、今まで非農地証明をされていないんですけれども、また今になってそういう申請をされるのは理由としてどういうことかお聞きします。

事務局(〇〇) 理由としましては、先ほど委員の説明にもあったんですけれども、ご本人様が年齢が恐らく60歳前後だと思われるんですけれども、ちょっと病気をされていらっしゃって、もうちょっと農業もできない、管理もできないという状況で、今回の申請に至っているということです。

〇〇番〇〇委員 じゃ、そのままされておったらどうですか。そのまま非農地申請をされずにそのままでもよかったじゃないですか。

事務局(〇〇) 非農地証明をせずにそのままでよかったのではないかというお話ですけれども、その辺の、これ申請しないでいいんじゃないですかという表現をちょっと申請者の方に申しますと、どうなのかなという点もございますので、申請を受理したところでございます。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、2番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 15ページをお願いします。

番号2、岡山市、〇〇さん、西有家町〇〇、田、山林、1,045平米。転用の目的、山林。

平成25年より休耕放置していたため、平成28年11月頃には雑木が成育し、現在は山林化している。農振内農用地外。

こちらも周囲は山林化しております。なお、非農地になることについて、近接している農地の所有者の方には了承を得ていることを申し添えます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月25日2時5分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。

場所は、西有家の広域農道の〇〇名と〇〇名の境目になるところで、現地はちょうど〇〇側の峠になるようなところで、その荒廃地の横に田んぼがありますけれども、その裏側も急斜面のような状態で、周囲も同じような状況になっております。この土地は、申請者は代理で、弟さんが現在は家を継がれていて、代わりに来られて、手前の田んぼは代理人さんの弟さんの田んぼで、25年ぐらいから手をつけていたらこのような状態になったということで、それとまた現在は入り口もないような状態で、周囲も同じような状態で、もう手のつけようがないということで申請されたと聞いております。手前が自分の畑で、田んぼがあって、日照に関しても、少し高い木が何本かあるんですけれども、数える程度ぐらいになるんじゃないかという推進委員さんとも話していたような状態で、これは致し方ない状況じゃないのかなと思って見てまいりました。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員が言われたように、そこの田の下、全部段々畑の山になっていますんで、手のつけようがないんじゃないかと見てまいりましたけれども、言われたとおり、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

まず1つ確認したいことは、〇〇の奥にありますけれども、そこは山林ですか、地目は。まずお聞きします。

事務局（〇〇） 〇〇の地目なんですけれども、申請地の間に水路と赤道等が入っておりまして、その〇〇の地目はちょっと記載がございません。

以上でございます。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

地目がちょっと不明ということなんですけれども、奥は明らかに大きな木が生えておりますので、山林だろうとは推測はできます。ところが、今回の申請地については、大きな木、要するに伐根できないような木が何本かは見受けられますけれども、基本的に低木です。そうした状況の中で非農地証明を山林で出した場合、法務局のほうで山林として受付できる状況なのか。要するに私が確認したいことは、山林とは言にくいなと。非農地は非農地でしようけれども、原野とかじゃないと、地目が変更できないような気がして、そうしたときには申請の目的自体が違うんじゃないかなと思われそうですけれども、その辺はどうでしょうか。

事務局（〇〇） 委員おっしゃるとおり、こちらから撮った写真等では手前の木のほうが低木には見えたりしているんですけれども、その中でも大きな木は確かに多数ございまして、こちらの手前の田より下の田、3mぐらい下に土地があるんで、そこから生えておりまして、あと敷地の全体は

ちょっと生えていない状況なんですけど、明らかにもう何十年も立っている成木があるなという状況でございますので、そのまま山林として受付をしているところでございます。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、皆様も農地パトロールとかしてあると思いますけれども、こういう状況はかなり多いんですよ。要するに山林とまでは言いにくいんだと。ただセンダンの木とか、かなり大きな木が結構なったりしますんで、なかなかこの分は難しいのかなと思うんです。しかし、どうかすれば復元できるようなものじゃないのかなということで、農地パトロールしていても非農地、赤にしたほうがいいのか青にしたほうがいいのか、その辺が微妙に迷う状況、こういうことが結構あるんですよ。そうしたときには、結局非農地にするということも、要するに赤判定という部分での判断でいいわけでしょうか。ちょっと話がずれたかもしれませんが。ちょうど農地パトロールしていて微妙な地域といいますか、これについてはちょっと判断が難しい部分があって、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇推進委員の言われることも一定分かります。私どもも農地パトロールとして、明らかにこれは山林だな、微妙だなというところはございます。なので、今年度からというものがやっぱり職権登記で証明を出してもらおうというような取組をするわけですが、確かに皆さんもある程度分かると思うんですけれども、微妙なところがたくさんあります。しかしながら、やはり元に戻すのが厳しいところがあるのは、法務局がどう判断するかはもちろんありますけれども、致し方ないのかなと思っています。

なお、この現地の、私が補足します。私がしょっちゅう通る、私の自宅の近くでありますけれども、本当に確かに山林には見えませんけれども、いきなり崖下になっていて、ここの裏は本当は全部田んぼなんです。全部田んぼなんですけれども、全部山林化しています。機械はもちろん入りません。この手前の田んぼも、もっと小さい田んぼが何枚もあったのを町道の拡張のときに、これは多分その条件をつけられて1枚にされていたんです。まあまあ広く感じますけれども、元は狭い面積が何枚もあったような田んぼをきれいに整地しましたけれども、この下はすごくかなり広いんですよ。多分来られたら、あっとなると思うんですけれども、ここはもう確実に山林で通るかとは私は判断されると思います。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。〇〇推進委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

全体も同じなんですけれども、非農地証明をされるのに、もう少し事務局が説明の中で申請者にどういうわけでこういういきさつをお聞きして、この総会の中で説明していただければと思っています。どうでしょうか。

事務局（〇〇） 委員おっしゃるとおり、いきさつはいろいろあると思われますので、申請者の立場もございまして、失礼に当たらない程度でこちらから確認をしたりとか、また、申請に不備があるとか、何かおかしいなというときには詳しく聞くこともあるとは思いますが、純粋に非農地証明を出すというのは、そこが農地じゃないということを証明してくれという意味で持ってきてられていると思いますので、聞ける範囲で聞くことは可能かなと思います。

以上でございます。

〇〇番〇〇委員 聞ける範囲でよろしいんですけれども、やっぱり何かの理由があるわけですね。お

金が要るわけですから。私たちも現地確認に行ったりなんなり、そこに労力が要るわけですから、こういう総会場でちょっとした説明があれば、せつかくの総会ですので私たちも勉強にもなりますし、もうちょっと聞ける範囲で聞いて説明をしていただきたいと思います。

以上です。

事務局（〇〇） おっしゃるとおり、先ほども申しましたとおり、非農地証明の申請が上がっているわけですので、それに該当するかしないかを純粹にこちらとしては判断をさせていただきます。その裏にある理由というのは聞くものか聞かないものかというのは全部が全部聞けるのかなど、窓口を対応しておりまして、その裏まで聞く必要があるのかと。そこで必要ないと判断した場合は聞かない場合もあると思います。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、質問が上がったように、非農地を申請する理由というのは各それぞれの理由があると思いますが、将来的に農地を取得したいという人がいた場合については、要するに耕作してなかったり貸付けがあったりした場合は取得できないんですよ、今の状況では。そうした場合には、自分が管理しておるものについては少なくとも非農地あるいは耕作できておる状況をつくっておかないと農地が取得できませんので、その辺の考え方一つだと思うんですが、例えば無断転用事案がありました。そうした中で無断転用を解消しないと新しいものが取得できないという部分がありますので、今ちょっとほかの委員が言われたように、今後農地を取得する際のどういう支障があるための状況なのかどうかとか、あるいは農地を取得するために無断転用を見逃しているとは言いませんけれども、引き続き対応しますからという例えば誓約書とかをつけて農地を取得できるようなシステムづくりというのはできないものなのかどうか、ちょっとこの非農地の問題が今上がっておりますので、そういった問題というのはちょっと皆さんで少し考えていただきたいと思います。

事務局（〇〇） 〇〇委員さんが言われるのも分かりますけれども、基本的には非農地証明にしても、あくまでも本人が書かれる申請ですよ。3条の取得に関しても本人の申請。本人の申請によって受付をするという流れなんで、ルールとかこういったものは多分そぐわないと思うんです。本人が新しく農地を取得したい、でも、もう山林化している土地がある、手続上は非農地をして、そこで荒れた農地がないと。その上で3条で取得をするというふうな流れにしかないと思うんです。違反転用も同じです。結局本人さんがどうしたいかという申出によって申請も成り立っていくんで、例えばここでどういった誓約書を取るかそういった考えには行かないと思うんです。誓約したから、じゃ許可をしてください、誓約が履行されなかったらどうされるんですかと。荒れ地を持っていた、あそこはいついつまでに解消します、ですから3条でこちらの土地を取得させてくださいというときに、その誓約書を取りに行った話ですね、先に3条で取得をされた後に誓約が守れなかったときにはどうするのかと。そういったところまで含めて考えていただきたい。また、言うのは簡単なんですけれども、じゃ、実際、法に基づいてやっていこうとしたときに、ここで3条の取得にしても非農地についても総会で諮って決めているんですね。ですので、皆さん方がそういうルールをつくりたいということであれば相談には乗りますけれども、それが本当にいいのかというのはまた別問題です。そういったことに理解をしていただきたいと思います。

す。

議長 ○○推進委員、よろしいでしょうか。

○○番○○委員 ○○番○○です。何回もすみません。

現実的にこういう問題が皆さん相談をやられたりする中で多分にあると思うんですよ。そうしたときに、今説明があったように、自分の土地だからちゃんとしてという意図は分かります。そしてまた誓約というの、結局現状は耕作できないのが本人が分かっておるからこういう非農地とか申請を出すのであって、もう明らかに耕作できるであろうという分については多分、草を刈ったり重機を入れたりしながら自分それぞれされると思うんですけども、その後のことということについては、確かにそれは本人の自覚といいますか、次第でしょうけれども、そのためにこういう部分での農地がどんどんどんどん少なくなっておるという現状を踏まえた上では、カカリが悪かったり、地理的な条件が悪かったり、機械とかが入らないという部分が荒れてくるわけであって、これをむやみに非農地云々という分についても、ちょっとまた話が違うのかなという気がして。だから、先ほど○○が言ったように、農地を取得しました、そしたら、その分について、あげた分については残ったまま、荒れたままということになれば、それこそ後で非農地という部分で出せばどうなるのでしょうか。結局耕作できないからこういう状態になるわけで、だからどっちが先かという問題になるかもしれませんが、そういった分というのは対応できないのかなというふうに考えます。もうお答えは要りませんけれども、そういう問題がやっぱり皆さん推進委員も農業委員の皆さんも人から聞かれたり言われたりしてから結構経験のある案件だと思いますので、そういうご意見は皆さんで共通認識していただきたいなと思います。

以上です。

議長 私としては、農業委員会のこういう案件を処理していくのは法律に基づいてですので、ちょっと緩めるとかそういうのはなしで、私が会長であるときにはなしでいきたいと思います。法律に確実に基づいて処理をしていきたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。